

傷病手当金・傷病手当金付加金の趣旨と支給要件について

傷病手当金・傷病手当金付加金請求書のご提出の際には以下の内容をご理解いただきますようお願いいたします。

【傷病手当金とは】

業務外の病気やケガの療養のために働くことができなくなり給料がもらえなくなったり、減給されたりした場合に生活の安定を図る制度です。

被保険者（あなた）の労働力の早期回復のため、療養や治療に専念いただけるよう収入を補い生活の安定を図る目的で設けられているものです。

そういう趣旨により支給をする為に以下の要件を設けています。

【支給要件】 以下1)～4) 全て満たされていること

1) 病気・ケガのため療養中であるとき

単に休んでいるだけではなく医師による療養の指導に従って療養中であること

医師による療養の指導とは、例えば、

通院は2週間毎にと指示があればその通りに受診する、処方薬があれば、医師の指示通りに服用する、 など。

2) 療養のため、仕事につけないこと

会社や本人の判断ではなく医師が労務不能と認めている

請求書の医師意見欄は医師が記入する日（証明日）以前の期間について証明してもらうこととなります（対象期間、請求書提出の目安は概ね1カ月間毎）。

3) 4日以上会社を休んだとき

3日間連続した待期のあと、4日目から支給

4) 給料をもらえないとき

給料（報酬）を受けていても、傷病手当金の額より少ないときは、その差額を支給

上記の中で特に、医師の指導の通りに療養や治療が行われないと、回復や復職の時期が遅れてしまう可能性があります。復職に向けて医師の指示に従って療養や治療に専念することが重要な支給要件となっていますことをご理解いただきますようお願いいたします。

【その他ご留意いただきたい事】

同一または関連する病気やケガで厚生年金保険から障害年金や障害手当金を受給していると傷病手当金は支給されなくなります（年金受給額が傷病手当金より少ないときはその差額分を支給します）。

障害年金や障害手当金を受給した場合は必ず当健康保険組合へご連絡ください。

【その他】

支給期間、支給額等、その他は当組合ホームページ <https://sekisui-kenpo.or.jp/>

「病気療養で長期間会社を休んだとき」をご参照ください。

当健康保険組合では傷病手当金の請求の都度、上記の支給要件に基づき支給の可否を審査しておりますことをご承知おきください。（請求書の提出＝支給が確定されるものではありません。）